
◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回川西町議会定例会第14日目の会議を開きます。

(午前10時10分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第65号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてから議第64号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第7号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第65号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてから議第64号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第7号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該議案については、本定例会第1日目の12月6日本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますのでご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 平成29年12月6日、第4回川西町議会定例会本会議において、

総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程。
- 2、議案説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案については記載のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第65号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、従来課税免除の対象業種であった情報通信技術事業を対象外とし、新たに農林水産物等販売業を対象に加える旨の説明を受けた。

(2) 議第66号 川西町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例の題名の変更と必要な字句の修正を行う旨の説明を受けた。

以上、2議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第65号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第66号 川西町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長齋藤修一君。

(産業厚生常任委員会委員長 齋藤修一君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私から、産業厚生常任委員会付託議案審査報告を申し上げます。

平成29年12月6日、第4回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程。
- 2、議案説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案、別紙の記載のとおりであります。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第67号 川西町企業立地の促進等における地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例の題名の変更と必要な字句の修正を行う旨の説明を受けた。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。産業厚生常任委員会委員長及

び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第67号 川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長金子一郎君。

(予算特別委員会委員長 金子一郎君 登壇)

○予算特別委員会委員長 それでは、私から、川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る12月6日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第64号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第7号)、以上1議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等、職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された1議案は全員一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等について、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後、十分検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力いただきました。

これで、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成29年度川西町一般会計補正予算1議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第64号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第7号)について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第2、議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、特別職に係る期末手当の支給割合を変更するため、提案するも

のでございます。

内容につきまして鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

別紙の概要書をごらんいただきたいと思います。

1、制定の趣旨でございますが、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、本町の特別職に係る期末手当の支給割合を改定するものでございます。

2ということで、制定の内容でございますが、町長、副町長、教育長並びに議会の議員に係る期末手当の支給割合を次のように改定するというようなことで、全体で0.05月を引き上げる内容でございます。

表がございまして、上段は今年度分でございます。既に6月が経過してございますので、29年度につきましては、12月の支給割合を改定前1.70月から、改定後1.75月というようなことで、0.05月の引き上げを図るものでございます。

合計では3.25月から3.30月となるものでございます。

次年度以降、下段の表でございますが、6月につきましては、従前改定前の1.55月から1.575月、0.025月のアップ、12月につきましては、1.70月から1.725月、同じように0.025月のアップ、トータルで3.25月から3.30月、0.05月のアップということに改定するものでございます。

3の施行日につきましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成30年度以降の支給割合に係る改定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第3、議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員等の給与改定に準じ、本町職員の給与を改定するため、提案するものでございます。

内容につきまして鈴木総務課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

別紙の概要書をごらんいただきたいと思います。

1、制定の趣旨でございますが、本町は国家公務員等の人事院勧告に準じまして、これまで給与改定をしてまいりました。今年度につきましても、同様に国家公務員等の給与改定に準じ、一般職の職員、これは再任用職員も含まず、の給与を改定するものでございます。

2の改定の内容でございますが、(1)給料表の改定でございます。給料表を全体で約400円の引き上げを基本に改定を進めてまいりるものでございます。初任給ないしは若年層の部分につきましては、1,000円程度の引き上げを行う内容となっております。

(2)勤勉手当の改定でございます。勤勉手当について、次のように改定をするものでございます。一般職の職員につきましては、勤勉手当を0.1月のアップを予定してございます。

今年度29年度につきましては、既に6月期が過ぎてございますので、この12月期に0.1月を増額し、改定前0.85月から改定後0.95月とするものでございます。合計は、1.70月から

1. 80月、0.1月の増とするものでございます。

次年度以降、下の表でございますが、これにつきましては、6月期、12月期それぞれ0.05月ずつ、合わせて0.1月を上げるというようなことで、6月0.90月、12月0.90月ということで、合わせて1.80月とするものでございます。

2の再任用職員につきましては、一般職と連動しまして、支給月数をそれぞれ下段の表のとおり改定をするものでございます。

裏面をごらんください。

3の施行日でございます。

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成30年度以降の支給割合に係る改定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第68号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第8号)

○議長 日程第4、議第68号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第8号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第68号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第8号)をご提案申し上げます。

平成29年度川西町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ878万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億8,026万1,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第68号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、ただいま町長から申し上げたとおりでございますので、概要書をもとにいたしまして、今回の補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算の内容につきましては、ただいまご可決をいただきました特別職及び一般職の職員の給与規定にかかわる改定の補正予算を計上するものでございます。

1の歳出でございますが、1の人件費につきましては、一般職員、三役そして議会議員の給与費、そして期末手当等につきまして改定を行うものでございます。

なお、議会議員の期末手当等につきましては、減額表記ということになってございますが、これにつきましては、高橋照夫議員が逝去され、現在1名欠員という状態となっております。これに伴います補正予算もあわせて計上させていただくものでございます。

次に、2の繰出金でございますが、人件費を計上してございます介護保険事業特別会計、そして下水道事業特別会計につきまして、この2会計への繰出金を増額計上するものでございます。

2の歳入でございますが、今回の補正予算の財源調整につきましては、全額、財政調整基金の繰入金を計上してございます。この結果、財政調整基金の残高でございますが、3億5,718万2,000円となるものでございます。

なお、この残高につきましては、7号補正に計上してございました財政調整基金への積立金113万6,000円を積み立てた後の残高でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第69号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 日程第5、議第69号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第69号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)をご提案申し上げます。

平成29年度川西町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,820万円とするものでございます。

以下、内容につきまして吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第69号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)をご説明申し上げます。

お配りしております概要書でご説明をさせていただきます。

歳出でございます。

第1款総務費でございますが、20万7,000円の増額でございます。これにつきましては、給与改定によりまして一般職員給与費等の増額でございます。

歳入でございます。第4款繰入金20万7,000円の増額であります。これにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第70号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 日程第6、議第70号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第70号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)をご提案申し上げます。

平成29年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,185万9,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、議第70号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、職員の給与費の改正に伴い、補正をお願いするものでございます。

1、歳出。

第3款地域支援事業費15万7,000円の増であります。一般給与費等でございます。

2、歳入。

第7款繰入金15万7,000円の増。一般会計からの繰入金でございます。

以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第71号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長 日程第7、議第71号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第71号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

第1条、平成29年度川西町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによ

る。

以下、内容につきまして吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第71号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

お配りしております概要書でご説明をさせていただきます。

収益的支出でございます。

第1款水道事業費372万7,000円の補正をお願いするものでございます。

第1項営業費用372万7,000円の内訳でございますが、2目の配水及び給水費6万4,000円、これにつきましては、給与改定によります人件費の増額でございます。

4目の総係費につきましては、給与改定によります人件費の増額が31万7,000円、また、水道会計及び使用料算定におきまして、置賜広域行政事務組合の共同アウトソーシングを使用しております。その負担金といたしまして、334万6,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、これにつきましては、給与改定によります人件費の増額でございまして、7万1,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、補正いたしました7万1,000円につきましては、損益勘定留保資金にて補填するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第21号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第8、発議第21号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会においてそれぞれ検討され、申し出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第21号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定した全日程を終了いたしました。

なお、川西町監査委員から、定例監査の結果について及び指定管理者監査の結果について並びに議会活性化検討特別委員会から、閉会中における所管事務調査報告書がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

これをもって、平成29年第4回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

(午前10時52分)